

精華町農業委員会会議録

1、開会の日時 平成 30 年 3 月 1 日午後 1 時 30 分

2、開会の場所 役場庁舎 6 階審議会室

3、出席した委員は次のとおりです。

1 番 竹内 清	2 番 井澤 茂治
3 番 宇井 忠朗	4 番 山本 功
5 番 中井 利治	6 番 森島 隆詞
7 番 森本 豊	8 番 上西 敏夫
9 番 浅田 清隆	10 番 松尾 純一
11 番 井上 和也	12 番 草嶋 邦子
13 番 岩井 三郎	14 番 太田 廣之

4、欠席した委員は次のとおりです。

なし

5、出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

久保田博司	尾崎 庄平
中川 茂成	米澤 貞幸
杉島 勝久	

6、欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

なし

事務局 石崎 勝巳
上田 恵

7、議案

第 1 号議案	農地法 3 条の規定による許可申請に係る許可について
第 2 号議案	農地法 5 条の規定による許可申請に係る許可について
第 3 号議案	平成 29 年度農用地利用集積計画（第 8 次）の決定について
報告第 1 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号	農地法第 5 条の規定による転用届出の受理について

8、署名委員

4番 山本 功

5番 中井 利治

9、閉会の日時

平成30年3月1日午後1時30分

審議の経過

議 長 こんにちは。全員おそろいということで、後の懇談会もごぞいますし、定刻にはちょっと早いですが、始めさせていただきたいと思います。

 ただいまから平成 30 年第 3 回農業委員会総会を開催させていただきます。

 ただいまの出席委員は 14 名中 14 名であり、過半数以上の出席がありますので、農業委員会等に関する法律第 27 条 3 項により、総会が成立していることを報告します。また、農地利用最適化推進委員は 5 名中 5 名の方に出席いただいております。

 委員の皆様には、寒さ厳しい中、農業委員会総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

 本日の署名委員は、4 番山本委員さん、5 番中井委員さんのお二人にお願いします。

 それでは、ただいまから農地法の審議に入ります。

議 長 第 1 号議案、農地法第 3 条の規定による許可申請に係る許可についてを議題とします。それでは事務局、議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局 朗読。

 場所については次のページをごらんください。

 川西土地改良区ポンプ場の西に位置するところで 2 筆ございます。

 今回の譲受人につきましては、経営農地の全てを耕作されており、農機具の所有状況、農作業従事日数につきまして、要件を満たしております。

 また、今回の移転によりまして、周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

 したがいまして、農地法第 3 条第 2 項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えておりますので、よろしく願いいたします。

 以上です。

議 長 当該地については、現地担当委員の井上委員と森本委員に現地確認を行っていただいております。代表して井上委員、補足説明をお願いします。

井 上 11 番井上です。

 ただいま事務局より提案説明ありましたとおり、2 月 26 日、森本委員、事務局上田さんと申請のありました現地を確認しました。現地は農地として適正に管理されており、一部は農業用施設として利用されておりました。本件は世帯間での所有権の移動であるため、今後も適正な管理が見込まれますので、現地担当委員

としては問題のないものと考えております。
よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
それでは、本件に関する審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
(異議なし)

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。
(異議なし)

議 長 それでは、賛成の方の挙手をお願いします。
(賛成者全員)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。1番目の議案は、許可することに決定いたします。

議 長 第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請に係る意見についてを議題と
します。事務局、議案の朗読及び説明を願います。

事務局 朗読。
場所については次のページをごらんください。
稲植神社の北に位置するところで4筆ございます。
本件の立地基準につきましては、農用地区域内にある農地以外の農地であり、
甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しな
い、小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地であると判断されます。
また、一般基準につきましては転用目的が妥当である、目的実現が確実である、
周辺農地への営農への支障がない、以上のことから、農地法第5条第2項の不許
可要件に該当しないため、許可相当と考えます。
以上です。

議 長 どうもありがとうございました。
当該地については、地区担当委員の上西委員と井澤委員に現地確認を行って
いただいております。代表して上西委員から補足説明をお願いします。

上 西 8番上西です。

ただいま事務局より提案説明のありましたとおり、2月26日、申請者と井澤委員、事務局上田さんと申請のありました現地を確認しました。現地は一部で果樹、野菜等を栽培されておりました。雨水排水は南側の水路へ放流され、汚水等は発生しません。今回の転用により隣接農地の営農への支障もないものと判断しましたので、現地担当農業委員として問題ないものと考えております。

以上よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

それでは本件の許可に関する審議をお願いします。意見がありましたら、挙手の上、ご発言ください。何かご意見ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないようですので、許可相当という意見を付けて、知事に進達することに決定します。よろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者全員)

議 長 続いて事務局、2番の議案の朗読及び説明を願います。

事務局 朗読。

場所については次のページをごらんください。

今井歯科の南に位置するところで2筆ございます。

本件の立地基準につきましては、農用地区域内にある農地以外の農地であり、甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地であると判断されます。

また、一般基準につきましては、転用目的が妥当である、目的実現が確実である、周辺農地への営農への支障がない、以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えます。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

当該地については、地区担当委員の浅田委員に現地確認を行っていただいております。浅田委員、補足説明をお願いします。

浅田 9番、浅田です。

ただいま事務局より提案説明のありましたとおり、2月21日、申請者と事務局上田さんと申請のありました現地を確認しました。現地は隣接地の農地転用許可に合わせて田から畑に形状変更が行われている状況でした。雨水排水は南側の側溝へ放流され、汚水等は発生しません。転用により周辺の営農への支障がないものと判断しましたので、地元農業委員として問題ないものと考えております。

以上よろしくご審議くださいますようお願いいたします。以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、本件の許可に関する審議をお願いします。意見がありましたら、挙手の上、ご発言ください。何かご意見ございませんか。

(異議なし)

議長 異議がないようですので、許可相当という意見を付けて、知事に進達することに決定します。よろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 それでは、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者全員)

議長 第3号議案、平成29年度農用地利用集積計画(第8次)を議題とします。それでは事務局、1番から13番の議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局 朗読。

場所については次のページをごらんください。

滝ノ鼻地区の杉の子公園の西に位置するところに1筆、ページをめくっていただきまして菱田・滝ノ鼻圃場整備地区に位置するところに1筆、合計2筆ございます。

8ページにお戻りください。

朗読。

場所については次のページをごらんください。

菱田集落の北に位置するところで2カ所印があるうちの東側に位置するところでございます。

8ページにお戻りください。

朗読。

場所につきましては17ページをごらんください。

菱田集落の北に位置するところで、2カ所印があるうちの西側に位置するところ

ろでございます。

9 ページを開いてください。

朗読。

場所については次のページをごらんください。

菱田集落の北に位置するところでございます。

9 ページにお戻りください。

朗読。

場所については次のページをごらんください。

くるりんバス馬淵停留所の西に位置するところでございます。

9 ページにお戻りください。

朗読。

場所については次のページをごらんください。

祝園神社の北西に位置するところで、3カ所印があるうちの西側2筆の北側でございます。

10 ページにお戻りください。

朗読。

場所については次のページをごらんください。

アル・プラザの西に位置するところに1筆、次のページを見ていただきまして、くるりんバス山田高橋停留所の南東に位置するところに1筆、合計2筆でございます。

10 ページにお戻りください。

朗読。

場所については次のページをごらんください。

株式会社デミライン物流倉庫の東に位置するところで4筆ございます。

10 ページにお戻りください。

朗読。

場所については次のページをごらんください。

焼肉幸庵の南西に位置するところで2筆ございます。

11 ページを開いてください。

朗読。

場所については次のページをごらんください。

地藏池運動公園の南に位置するところでございます。

11 ページを開いてください。

朗読。

場所については次のページをごらんください。

株式会社モリシタの西に位置するところでございます。

11 ページにお戻りください。

朗読。

場所については次のページをごらんください。

木津川上流浄化センターの南東に位置するところに2筆、ページをめくっていただきまして、タジリファミリーの西に位置するところに2筆、合計4筆ございます。

12 ページを開いてください。

朗読。

場所については39 ページをごらんください。

くるりんバス西北停留所の北に位置するところでございます。

借人である京都府農業総合支援センターは、いわゆる農地中間管理機構のことでございます。貸人さんから一度、農地中間管理機構に農地を貸付け、機構に登録されている耕作希望者にマッチングの後、貸付けがされます。

今回借り手として名前が出ているのが、農地利用集積計画書12番の借人である西村さんです。

今後のスケジュールとしては、知事の認可を受けた農用地利用配分計画の定めるところにより賃借権等の権利の設定又は移転が行われ公告がされます。

以上です。

議長 どうもありがとうございました。

それでは本件の議案について審議をお願いいたします。

浅田 9番浅田です。

今、一番最後で説明受けました中間管理機構の話だけど、これは今回初めてだと思いますが、こういった場合は、今ここには書類上、誰が耕作するというのは書いてない。事務局から今説明は受けたけど、今後もしこういう形で中間管理機構にお願いしていったら、そういう形で報告だけで実質問題は誰が耕作するかというのはこの書類上は出てこない、こういう解釈でよろしいですか。

以上です。

事務局 今、浅田委員からご質問ありましたように、この制度は本町としましては、このマッチングといいます出し手と受け手が合ったケースというのは今回初めてでございます。今まで何筆がお願いをされている方がおられましたけれども、その受けられる方が該当おられなかったということで、今までは上がってきませんでした。今回はこの方がマッチングをするという目途が立ちましたので、今回こういう形で利用集積計画書のほうに上げさせていただきます。

今後も、これは機構の制度でございますので、この農地中間管理機構という制度を使って農地を出し手と作り手の方がマッチングをされてという、この捌きを機構でやっているものですから、表記の仕方については借り人は今回のような総合支援センター、この名前で出てきます。これはそこの仲立ちをしています支援センターのほうで、誰が作っておられるというのが分かるのであって、今みたいに今後出てきましても、農業委員会の中ではこういった形である一定目途が立っている方の名前が分かるようであれば、報告はしていきたいと思えますし、誰が作っているのということが必要であれば、資料としてはこの支援センターのほうからうちについても周知がございますので、出し方としては借り人の名前については支援センターという形になりますので、今後ともまたあればこういった形を出していきますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

松 尾 10番松尾です。

今の説明は分かったような分からんような。というのは、中間管理機構の仕組みが一体どうなっているのか。ただ貸し人と借り人が出たという中で、こういう機構が借り主だと。その中に何が含まれているのかと。要するに、新規就農者もいけるのかどうか、初めてする人もいけるのか。

もう一つは、自分が今までやっていた農機具を使ってやるのか、新規就農者だとある程度の機械というか、道具がなかったらできないと思えます。管理機構の言っている話を丸々鵜呑みするのか、そういうちょっと心配があるので。

管理機構がそういう動きをしていくということはいいことだと思いますよ。新しく借りる人にどういうふうな支援をしていくのか。ただ、貸し人が出たから、はい、貸しますよというだけのことなのか、その辺分かる範囲で結構ですから。

事務局 今、松尾委員の御質問ですけども、制度については過去にここでもご説明させていただきましたけど、それほど深く何回も行っているわけではございませんので、この機構の制度というのはどういったものかというのは、ちょっと今、ここで全部一遍にもう一度というわけにいきませんが、もともと利用権で作れない方が農地のほうを作っていたとあるので今まで来てましたけども、昨今のこういった担い手不足やとか高齢化やということで、作れない農地が増えてきたということで、これは国を挙げて中へそういった第三セクターみたいな方で機構というものが入って、預ける側が安心して農地を託せるようなところということで、この中間管理機構というのを各都道府県に一つ、府県の三セクという形で一つずつ立ち上げられたわけです。京都府もこの中間管理機構というのができまして、そこへ向けて作れない方が農地を出されるということです。

あと、その作られる方については、当然事前に私はこれこれこういった農地、

こういった面積の農地を作りたいと思いますと登録を事前にされるわけでございます。今回この方、何名か精華町の農地についても作りたいという方は数名手を挙げておられますけれども規模的なものだとか、大方が面積規模、あと形状とかそういったものもあるんですけど、なかなかそれが大規模農家の希望が多くて、今までも例は余りなかったということでございます。

この方でよいのかどうかという話ですけど、これは当然、機構のほうで作られる方のいろんな条件だとかそういったものを確認した上で、最後、マッチングという形になりますので、そもそもこの制度がよいのかということになりますと、それは何もなくて利用権なり作り手の方が全部作っていただきましたら、それは一番結構かと思えますけども、今までそれで立ち行かなくなったので、こういう機構制度ができたというふうに理解してますので、当然、このマッチングをしているのに、その後、作れないとか耕作放棄で放っておかしたとか、こういったことについては、当然機構のほうからも指導なり何なりの部分があるんだろうというふうに考えていますけども、当然町としても地元農業委員さんとしましても、そういった農地には注意をしていただいて、今まで同様、耕作放棄地があればチェックなり、こういったところの指摘なりをいただけたら、私のほうからも機構に向けて連絡ができるのかなと思えますので、その辺のほう、また農業委員さん、特に今まで以上に、こういった耕作放棄のほうには注意をいただきたいというふうには思いますし、今後またこの制度については追々と農業会議のほうもこういった研修については声掛けしましたら、いろんな研修の場をもちたいというふうには言っていますので、時間をとりまして今後もこういった説明なり御質問の場を設けていきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

森 本 7番森本です。

今のこの件ですけれども、1点確認だけさせてほしいんですけれどもね。この貸し手の西村善勝さんがあえて中間管理機構のほうにこの田を誰か作ってくれる人を探してもらえませんかということで、あえて中間管理機構のほうに言われて、その後に西村さんという方を探されてつくられるものなのか。これはレストハウスだったんです。過去はイチゴを作られていたハウスなんですけどもね。この方、貸し手が中間管理機構に一旦貸されてから、そこで中間管理機構がこの借り手を探されたものなのか、あるいは仮にそれと違ってもともとから借り手が決まっちゃったのであれば、あえて中間管理機構を通さなくても利用権設定ができたのと違うかなという感じを持つんですけど、これは両方とも西北の人なんです。借りるほうも。今、住んでいるところは違いますけどもね。貸し手も借り手も親戚同士なんです。その辺が先、どっちが優先されたのかなと思ってね。現に今、ここはも

のを作っているからね。小松菜をハウスで。どうなるのかなと思って。

当然、利用権設定でされるものだと思ってました。中間管理機構は中には入ってこないと思っていたんですが、あえて入れられた意味がもうひとつ分からないので、聞かせてほしいなと思います。

事務局 特にうちから誘導とかそういったものはないように聞いてますが、今まで精華町には一件もこの中間管理機構を活用された事例もございませんでしたというのがまずあって、手続として結果的にはこの中間管理機構を活用されて、出し手と作り手の方が成立するような方向になったというふうに聞いてまして、農業委員会といたしましては、申請に基づきましてこの利用権の計画書を皆さんに諮っていくというような形になっております。

特になぜなのか、利用権がいいのか、機構を活用するのがよいのかというのは、特に出し手と作り手の関係やと思いますので、今回は農地中間管理機構のほうの申請でされるという形でございます。

以上です。

松 尾 10番松尾です。

この中間管理機構が表面上は貸す人、借りる人、その中身が何かあるのと違うか。いろんな制度が。それが気になると。ええことはええと私は思います。ただ、中身の利用、何があるのかと。

例えば、表現がうまいこと分からないけど、補助金があるとか助成金があるとかというのはどうですか。やる以上はなかったらできないでしょう。

上 西 今のお話の中で、私、理解しているのは、こういう使用貸借のほうでいくのもいいし、それから中間管理機構へ申し出てそこでマッチングできるか、できないかと、これは結果的には貸し借りの問題と同じだと。

ただ、先ほど言われましたように、相手が自分で見つけられる間はいいいんですけども、相手を見つける力もないから、中間管理機構へお願いしますと、預けるのが一応中間管理機構。その後、そこが誰かいませんかと募集されて、マッチングして貸し借りが成立すればいいですけど、しなかった場合は登録だけしている場合は自分でその間は管理しなくていけないというふうに理解しているんですけど、理解としてはそういう感じでもよろしいのですね。

事務局 上西委員仰せのとおり、機構へ出すと全て誰かが作ってくれるのかということではなしに、これは前もちょっとご説明させていただいたかと思いますが、作ってくれというふうに出し手の方が機構へお願いされても、今回のように作り手

の方がおられない場合、その間は作り手があらわれるまでは引き続きその所有者の方が農地を維持管理していかなくてはならないということです。

それと、いつまでも預けるといふか、出しますというようお願いが続くんじやなくて、たしか1年か2年か相手先が見つからなければ、一旦返させるというようにことにもなっていますので、今おっしゃいましたように、松尾委員も同じですけど、メリットというところでは、中間管理機構、地域全体で取り込まれるような大きな、例えば京都の北部だとか東北だとかそういったところというのは、本当に大きな区画の農地であってもなかなか作れないので、その辺を中間管理機構を利用して、大きな規模の集落営農で受けられる方がおられる。一定、全体の農地の何割以上を機構に預けると幾らか交付金が出るとか、なかなか制度の説明といたしますと、今度お配りでもさせていただいてご説明させていただかないと、いろんな制度があります。補助金の関係にしてもそうですし、そこらの部分を今ちょっと一言ではあれですけども、そういった制度を有効に活用しながら、その管理機構の制度の地元の地域の方が取り込んでされるといったケースが多いです。

今、言いましたように、マッチングをされればこういう形で成立しますし、されなければまた戻されるという形になっておりますので、もともと作りにくい農地のほうがどうしても残ってきますので、なかなか機構の制度というのは、このあたり、特に山城の南部のほうではなじみにくいというのは、これは京都府のほうでも話のほう、会議でも出てきますので、ここらが全ての分がこの制度でうまくクリアできるかという、なかなか難しいところがありますので、制度としてはそういうふうな形になっています。

浅田 再質問で申し訳ないけど、今の話を聞いていると現実、農業委員としては地域のいろんな相談を受けて荒廃農地をなくそうと努力はしています。だけど、今こうやって中間管理機構が初めて出てきて、中間管理機構がどういう采配したのか知らんけど、うまいことマッチングできたというのが初めて出たわけです。

そうすると、我々のほうだって耕作が大変やという人が、やっぱり荒地があるのが分かっているので、それは全部中間管理機構へ相談しなはれと、私の立場上、農業委員に言うてもうても、汗かいてもどうもいかんと、一回そこへ行きなはれと。中間管理機構がどんな職員さんがいて、どんな地元の状況が分かっておられる人がいるのかそれは知らないけど、そういう労力を払って中間管理機構、これがどういう労力払ってしているのか知らんけど、そういうこともやってもらえるのやったら、我々農業委員としては一つ助かるわけです。何とかしてこれかと思っているけど、それやったら中間管理機構に相談に行けと、そういうふうに言うほうが助かるし、そういうふう理解しておいていいのかな。

今話を聞いていると、中間管理機構が一生懸命労力を使ってマッチングさせ

たやつが初めて出てきたと。それやったら俺も次から、うち荒廃地、ぎょうさんあるんや、それはそこへ行きなはれと振るほうが楽やなど、こう思っているんやけど、そんなん振るは全然何も知らないと言ったら、農業委員言うところけど何にもならないというような不平を聞かんならんのは困るから、この辺、どういう形で中間管理機構が動いて、どうしたか、初めてのことだから、できたら中間管理機構がこういうふうにやってくれたからいいことだと、こういう研修も含めて一回、その場、説明を我々は農業委員としては荒廃地をなくすためにどうしたらいいのやと、一生懸命やってそれなりに努力しているんだけど、こんなんできたら楽な話や、頼むでと言えるので、その辺、勉強というのか、できたらそういう機会を作っていたらありがたいと思います。

以上です。

事務局　今回初めて出てきた案件ということでございますのと、制度の説明の話もありますので、今、浅田委員さんからご質問等々ございますので、今後またその制度の今回の成り立ちだとか事務の流れとかこの辺はまた説明させていただく時間を別途予定、総会か何かで研修をさせていただきます。

それと、管理機構があるんで、農業委員もそこに預けたらいいのかというその辺のお話は、もともと農地の利用集積やとか荒廃地の防止やとか、こういったところは地元の農業委員さんをお願いをするというのが、今までも大きな柱になっていたわけで、今回農業委員さんの制度改正のときには、この農地の利用の最適化というのがかなり大きな柱で出てきまして、それは委員さんのほうに今まで以上をお願いをするという、役割として委員さんのほうにぐっとお願いするのはかかってきているんです。その中で、こういった制度だとか今までの利用権だとか、さらには農地利用最適化推進委員さんもうちの農地の面積割りに応じて5名出ただいてまして、それが全て合わさって、今のこの荒廃地の防止とか新たな担い手さんをそこに向けてマッチングしていくというのが全体の考えでございますので、たまたま今回こうやって機構の制度でいけるのやったら機構へ言うていけというものではなくて、当然、機構の制度は今おっしゃっていましたように、その説明がないとちょっと分かりにくい、人に説明するのも説明しにくいというお話もあると思いますので、ここらはもう一遍細かな資料を渡させていただいて研修もさせていただきたいというふうに思います。

竹　内　1番竹内です。

今、いろんなご意見を聞いておって、私も二、三の質問と自分の意見をちょっと述べてみたいと思います。

まず結論から申し上げて、私はこの農地中間管理機構、ものすごく賛成なんで

す。いずれ集落でも検討していきたいと思っておりますが、まずこのメリットとしては、10年とか20年というスパンで預けられるという長期間、お願いできるなど。それともう一つは、基盤整備ができてないようなところは、ぜひこれやるべきやなと思っております。

それからもう一つの考え方としては、まず担い手農家がある集落については、できるだけこの集積農地でやっていくのが一番いいのかなという具合に考えておるんです。我々の滝ノ鼻の場合は担い手が今いないのと、ここ5年、10年先に出てきそうにないなど、こういう感じの集落については、ぜひこれ中間管理機構はひとつ検討課題だと思っております。

その中でちょっと問題になるなと私なりに思っているのは、例えば今のところは、集落で水利組合の役員とか農道補修とかいろんな出合い作業がございますけれども、これは集落の農家がそれぞれ協力してやっているんですが、これが中間管理機構で一手にやっていただいた場合、これどういう取扱いになるのかなと、この辺のことは事務局としてしっかりと整理しておいてほしいと、こういう問題を二、三提起したいなど。

あとは、その辺の指導を事務局にはぜひこれからよろしく勉強していただいて、我々も勉強させていただきますが、その辺のいろんな集落が抱えている問題がありますので、細かいことまではいろんな意見を集めながら、一つ整理して進めてほしいなど、かように思います。

以上です。

松 尾 私も含めて管理機構の仕組み、そしてこれは府と国の制度でいろんな中身があると思います。こうやって質問するのも分からないので質問しているんです。何を聞いていいのかわからない。大体こんなものというのは失礼だけれども、質問するときは勉強しておいて、これをどうやる、これ使ったらどうやると自分の頭の中に入れといてからしないと、これが中間管理機構だと村へ持って帰っても何のことやと、説明のしようにも勉強不足だからできないわけです。とにかく役場に任せておくと、こういうような仕儀になってしまうから、やっぱりさっき3人の方も言われているけども、自分自身が勉強できる雰囲気を作ってほしい、こういう意味で発言させていただきました。

以上です。

事務局 よく承知いたしました。確かに制度は幅広い大きな制度でございまして、いろんな事例もあるし、いろんな制度もあって、当初から、初めて導入されてからの制度からも今は事業も内容もかなり変わってまして、結構そのときそのときのタイムリーな制度が出てきてまして、管理機構を使って大きな基盤整備をするとい

うような話が今も出てきていますし、どの時点でのという話はなかなかあれですが、今後、今、松尾委員からありましたように、この制度の説明とかこの辺は研修の時間を農業委員会の総会の後にでも、そういった時間を頻繁にとらせていただいて、制度説明を図っていきたいと思います。

管理機構のコーディネーターといいですか、その説明をする者もうちのほうに臨時職員として1名、井上というのがおりますし、また御相談なり、産業振興課のほうで何かございましたら、御質問等をいただきましたらうち、また調べてお返事もさせていただきたいと思いますし、農業委員会でも今言いましたように、研修の時間をとってまた皆様方にご説明をさせていただいた上で、また地元の方々にご説明いただけるような場をまた作りたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

議 長 どうもありがとうございました。

事務局、また何だったら並びに京都府農業会議にも来ていただいて、総会の後にでも説明等々でちょっと詰めて、また質疑応答等々をやってもらえばありがたいと思います。

よろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者全員)

議 長 ありがとうございました。全員賛成でございます。1番から13番の計画案は決定いたしました。

次に14番目の計画案ですが、農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）により、井澤委員は議案審議を行う間、退席いただきますようお願いいたします。

(井澤委員退席)

議 長 それでは事務局、14番目の議案の朗読及び説明を願います。

事務局 朗読。

場所については次のページをごらんください。
木津川上流浄化センターの南に位置するところに2筆ございます。
以上です。

議 長 ありがとうございます。
それでは、本件の議案について審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者全員)

議 長 ありがとうございます。
全員賛成でございます。14番の計画案は決定いたしました。井澤委員が着席するまでしばらくお待ちください。

(井澤委員着席)

議 長 報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを報告します。では事務局、報告の朗読をお願いします。

事務局 朗読。
場所については24ページをごらんください。
祝園神社の北西に位置するところで3筆ございます。
解約した土地3筆のうち1筆は、第3号議案の6番で新たな耕作者が借受けすることとなりました。

朗読。
場所については次のページをごらんください。
アル・プラザの南西に位置するところで2筆ございます。
以上です。

議 長 質問等ございませんでしょうか。

(な し)

議 長 それでは、報告第1号を終わります。

議 長 報告第2号、農地法第5条の規定による届出の受理（専決処理）についてを報告します。事務局、報告の朗読をお願いします。

事務局 朗読。
場所については次のページをごらんください。
J A京都やましろ精華町支店の南に位置するところでございます。
朗読。
場所については次のページをごらんください。
28街区に位置するところでございます。
以上です。

議 長 ありがとうございます。
専決処理しました件ですが、この際、何か質問等ございませんか。
(な し)

議 長 質問がございませんので、報告第2号を終わります。議案書につきましては以上でございます。

<その他>

議 長 それでは、最後になりましたが、次回の総会について、お諮りします。次回の総会は、4月5日木曜日に開催したいと思いますが、皆様のご都合はいかがでしょうか。
(異議なし)

議 長 それでは、次回の総会を4月5日木曜日と決定いたします。後日、文書で通知いたします。

議 長 これをもって、本日の予定しておりました議事は全て終了いたしました。委員の皆さん、長時間にわたり、慎重審議大変ご苦労さまでございました。これをもって、総会を閉会させていただきます。委員の皆さん、議事進行にご協力賜り大変ありがとうございました。

時に午後2時50分